

令和 3 年度
定期監査等結果報告書

土木部

いわき市監査委員

いわき市議会議長 大 峯 英 之 様
いわき市長 内 田 広 之 様

いわき市監査委員	増 子 裕 昭
同	佐 藤 博
同	蛭 田 源 治
同	上 壁 充

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象

土木部

2 監査実施期間

令和3年9月17日から同年12月21日まで

3 監査の範囲

令和3年4月1日から同年7月31日までに、執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の対象のリスク

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。

- (1) 随意契約に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
- (4) 収納に関する事務
- (5) 他自治体において、リスクが顕在化した事例等
- (6) 前回指摘した事項
- (7) その他

5 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、書面で質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務

転貸地貸付収入の徴収事務において、督促が行われていない例が認められた。

(住宅営繕課)

※ 市営住宅払下げ敷地貸付収入の徴収事務において、納期限である令和3年6月30日を過ぎても債務を履行しない者に対しては、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内(同年7月20日まで)に書面により督促をしなければならないが、監査実施日(令和3年9月30日)において、督促が行われていなかった。【類例4件あり】

いわき市債権管理条例

(督促)

第6条 債権管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

いわき市債権管理条例施行規則

(督促)

第3条 条例第6条の規定による督促は、履行期限後20日以内に書面により行うものとし、督促に指定する期限は、当該督促をする日から10日以内の日とする。

2 支出事務

補助金の交付事務において、前年度決算書の添付がないまま受理し、交付決定を行っている例や、併せて、交付申請書が補助金交付要綱に定める期日までに提出されているか確認できないまま、交付決定を行っている例が認められた。

(道路管理課)

※ いわき市私道整備事業補助金の交付事務において、市補助金等交付規則第4条第1項第3号の規定による前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。

【類例2件あり】

また、同補助金交付要綱第5条の規定により、交付申請書の提出期日は補助対象事業を行おうとする日前15日とされているが、申請書の補助事業の着手日が不明なまま申請を受理し、交付決定した例が認められた。

いわき市補助金等交付規則

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

いわき市私道整備事業補助金交付要綱

(申請書の提出期日)

第5条 規則第4条第1項に規定する期日は、毎年4月1日から11月30日までの期間内における事業着手前15日とする。

